

問 16 を回答する時に下記内容に留意してお答えください。

(別紙)

教育・保育事業の内容・条件・料金（参考）

	内容	利用できる条件	利用料金
1. 幼稚園	芦屋市には市立幼稚園が9園，私立幼稚園が4園あります。	市立幼稚園（2年保育）には，園区がありません。徒歩で通園が可能な幼稚園であれば，どこの園にでも申し込みができます。	[市立幼稚園] 入園料：10,000円 月額保育料：9,500円 [私立幼稚園] 入園料：70,000円程度 月額保育料：20,000円程度 (それぞれ料金設定が違いますので，一例です。)
2. 幼稚園の預かり保育	通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみを該当とします。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病，事故，出産，家族の看護若しくは介護が必要なかた 保護者の就労，就学等により，預かり保育を希望するかた 園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席するために希望するかた など 	[市立幼稚園] 通常保育日：日額400円 長期休業日：日額800円 [私立幼稚園] 200円/1時間程度 (それぞれ料金設定が違いますので，一例です。)
3. 認可保育所	<p>[入所の対象となる児童] 主に生後3か月経過後から就学前までの児童です。</p> <p>[標準的な保育時間]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開所時間内において保育に欠ける時間を保育時間とします。(開所時間：月曜日～土曜日の午前7時30分～午後6時) 延長保育は月曜日～金曜日の午後7時まで 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が昼間家庭の外で働いている(1日4時間以上，週4日以上が原則) 保護者が昼間家庭内で家事以外の労働をしている(自営・農業等) 妊娠中であるか，または出産後間がない(産前2か月，産後3か月) 保護者が病気であったり，心身に障がいがある 長期にわたる病人や心身に障がいのある同居親族を看護している 保護者が大学や職業訓練校，専門学校などに通っている 火災・風水害・地震などの災害 	入所児童と同一世帯に属して，生計を一つにしている扶養義務者の税額の合計額によって決定します。(3頁目を参照)

	内容	利用できる条件	利用料金
4. 認定こども園	現時点は、芦屋市にはありません。認定こども園では、長時間保育利用児（長児）と短時間保育利用児（短児）の2区分にわけられます。 長時間保育利用児（長児）の利用者負担の額は、「政令で定める額」を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、となっていますので、認可保育所の利用料金を参照してください。（3頁目を参照） 短時間保育利用児（短児）の利用者負担の額は、近隣自治体の一例として、入園料 9,000 円程度、月額保育料 10,000 円程度となっています。		
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のものです。		民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。 月額 20,000 円～70,000 円程度
6. 家庭的保育	保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業です。		
7. 事業所内保育施設	企業が主に従業員用に運営する施設です。		
8. 自治体の認証・認定保育施設	認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設です。		
9. その他の認可外の保育施設	—		
10. ベビーシッター（居宅訪問型保育）	保育者が子どもの家庭で保育する事業です。		民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。 入会金：50,000 円程度 年会費：10,000 円程度 利用料金：2,300 円/1 時間程度
11. ファミリー・サポート・センター	地域住民が子どもを預かる事業です。現在、芦屋市では、社会福祉協議会に委託しています。	0歳から小学校6年生までのお子さんをお持ちの芦屋市在住・在勤の人	最初の1時間まで 800 円 1 時間を超えると 400 円/30 分

※事業・サービスは、年齢や条件によって違うものがありますので、あくまで目安として参照してください。また、現時点での内容・利用条件・利用料金となっていますので、平成 27 年度から支援新制度によるものではありません。

芦屋市保育所保育料徴収金基準表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,500円	5,000円
C		市町村民税課税世帯	9,500円	9,000円
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	15,000円	13,500円
D2		15,000円以上 40,000円未満	25,500円	22,000円
D3		40,000円以上 63,000円未満	35,500円	28,000円
D4		63,000円以上 103,000円未満	43,500円	30,000円
D5		103,000円以上 241,000円未満	43,500円	32,500円
D6		241,000円以上 413,000円未満	60,000円	34,000円
D7		413,000円以上 734,000円未満	71,000円	37,000円
D8		734,000円以	89,000円	41,000円